

地域実践アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、震災対策推進条例第8条に基づき養成した宮城県防災指導員（以下「防災指導員」という。）に対し、自主防災組織等において防災活動を実施する場合に、助言等を行うアドバイザーを派遣し、防災指導員の技能及び知識の向上支援を図るものとし、その実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2 実施主体は県とする。ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第3 県は、防災指導員に対し、自主防災組織における防災活動の実施支援、及び技能等の向上支援を図るため、次の事項について助言等を必要とする防災指導員に対してアドバイザーを派遣するとともに、アドバイザー派遣の目的を達成するために必要な関係機関等との連絡調整及び助言等を行うものとする。

- (1) 防災指導員が行う自主防災組織における防災活動について
- (2) その他、防災指導員が行う自主防災組織における防災力の向上等に資する活動について

(アドバイザーの活動等)

第4 アドバイザーは、防災指導員の要請に基づき、実施主体と調整のうえ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災指導員に対し、現地での助言等
 - (2) その他、県が認める活動
- 2 アドバイザーは、前項の規定により、防災指導員に対し、助言等を行う場合は、必要に応じてその防災指導員が所属する自主防災組織等が抱えている課題等について調査及び検討の上で、防災指導員等が理解及び実行できる具体的な助言等を行うものとする。

(派遣申請対象者)

第5 アドバイザーの派遣申請ができる者は、防災指導員とする。

2 前号の派遣申請は、防災指導員が所属する自主防災組織等の団体の代表者と連名で行うものとする。

(派遣申請方法と派遣)

第6 第5のアドバイザーの派遣申請の方法は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザーの派遣申請をしようとする防災指導員は、「地域実践アドバイザー派遣依頼申請書（別記様式第1号。以下「派遣申請書」という。）」を、市町村を経由して、県に提出するものとする。
- (2) 市町村は、前号の規定により派遣申請書の提出があった場合は、内容を確認し、アドバイザー派遣が適切と判断したときは、県に進達するものとする。
- (3) 同一自主防災組織に対するアドバイザー派遣回数は次のとおりとする。
 - イ) 派遣回数 基本、1～3回
 - ロ) 派遣時間 基本、1回につき1時間程度
- (4) 実施主体は、アドバイザー派遣の実施に当たっては、事前に市町村等と調整等を行い、防災指導員の育成に結びつく内容となるように派遣内容を検討するものとする。

2 アドバイザー派遣を受けた申請者は、アドバイザーから助言等を受けてから概ね2週間以内に、「地域実践アドバイザー派遣事業実施状況報告書（申請者）（別記様式第2号）」を作成のうえ、原則として市町村の防災担当課を経由して、県に提出するものとする。

（助言結果の報告）

第7 派遣されたアドバイザーは、助言等実施後概ね10日以内に、「地域実践アドバイザー派遣事業実施状況報告書（アドバイザー）（別記様式第3号）」を作成のうえ、実施主体に提出するものとする。

（成果の帰属）

第8 この事業によって得られたすべての成果の所有権は、県に帰属するものとする。

（市町村等との連携）

第9 実施主体は、この事業を効果的に推進するため、市町村及び防災関係機関等と十分に連携し、実施するものとする。

（その他）

第10 要綱に規定のない項目については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。